

東京都PCB（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱

（制定）平成13年4月20日付13環廃産第76号
（改正）平成13年6月29日付13環廃産第251号
（改正）平成14年6月8日付14環廃産第142号
（改正）平成26年5月29日付26環資産第130号
（改正）平成27年3月31日付26環資産第936号
（改正）平成27年11月20日付27環資産第654号
（改正）平成29年8月30日付29環資産第434号
（改正）令和3年3月10日付2環資産第814号

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、日本では昭和29年から昭和47年までの19年間に約5万4千トンが生産及び使用され、その後、難分解性及び毒性の問題から「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により新たに製造し、及び使用することが禁止された。それ以来、約30年間の長期にわたり、廃棄物としては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により適正な保管が義務づけられている。さらに、平成13年7月から施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、PCB廃棄物を保管する事業者等には、保管及び処分の状況の届出等が義務づけられている。

また、既にPCBを使用している製品として製造されていた高圧トランス、高圧コンデンサや、蛍光灯、水銀灯などの照明用器具は、現在もなお使用され続けているものがある。

PCBを含んだ廃棄物の処理が完了するまでの間、長期保管されているPCB廃棄物はもちろん、現在使用中のPCB製品に対しても、適正な管理をしていかなければならない。このため、PCBの適正管理の指導に関する都独自の要綱を定め、都民、事業者の協力を得て、PCBの紛失等による環境リスクの拡大の未然防止を図っていく。

第1節 総 則

（目 的）

第1条 この要綱は、都内（八王子市の区域を除く。以下同じ。）における事業者が使用中のPCB製品及びPCB廃棄物を適正に管理することについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以

下「PCB特別措置法」という。)その他の関係法令及び条例等で定めるもののほか、知事の行政指導に必要な事項を定め、PCBの紛失等による環境リスクの拡大を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、次に定めるところによる。

一 「使用中のPCB製品」とは、高圧トランス、高圧コンデンサ、照明用安定器その他の別表1に示すPCBを含む製品で、現在も使用されているものをいう。

二 「PCB廃棄物」とは、廃PCB、PCBを含む廃油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもので、別表2に示すものをいう。

三 「使用事業者」とは、都内の事務所又は事業場において、使用中のPCB製品を使用している事業者をいう。

四 「保管事業者」とは、都内の事務所又は事業場において、PCB廃棄物を保管している事業者をいう。

五 「低濃度」とは、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成18年7月環境省告示第98号)第2項第1号から第3号までに掲げる産業廃棄物、PCB濃度が0.5mg/kgを超え5,000mg/kg以下のPCB廃棄物(可燃性のPCB汚染物等を除く)及びPCB濃度が0.5mg/kgを超え100,000mg/kg以下の可燃性のPCB汚染物等(橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥等)をいう。

六 「高濃度」とは、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のPCB廃棄物をいう。

(使用中のPCB製品の使用状況の把握等)

第3条 知事は、PCBによる環境リスクを未然に防止するため、都内における使用中のPCB製品の使用状況及びPCB廃棄物の保管状況を把握するものとする。

(使用事業者及び保管事業者に対する指導)

第4条 知事は、使用事業者及び保管事業者に対し、PCBによる環境リスクの未然防止の観点から、使用中のPCB製品及びPCB廃棄物の紛失、PCBの飛散及び流出等が起こらないよう、適正に管理するよう求めるものとする。

2 知事は、使用事業者に対し、使用中のPCB製品を計画的にPCBが使用されていない製品に交換することに努め、交換後、交換により生じたPCB廃棄物を、処理されるまでの間、適正に保管するよう求めるものとする。

第2節 使用事業者の届出等

(使用中のPCB製品の届出)

第5条 知事は、新たに使用中のPCB製品を使用していることを把握した使用事業者に対し、様式第1号により、当該使用中のPCB製品を速やかに届け出るよう求めるものとする。

(使用中後の届出)

第6条 知事は、使用事業者に対し、使用中のPCB製品の使用を中止した場合は、速やかに中止により生じたPCB廃棄物を廃棄物処理法に基づき適正に保管し、保管状況について、様式第2号により、届け出るよう求めるものとする。

(使用中のPCB製品に係る管理責任者の設置)

第7条 知事は、使用事業者に対し、使用中のPCB製品を適正に管理するために、管理台帳の作成などにより使用中のPCB製品の紛失等が生じないよう適正な管理を行う管理責任者を設置するよう求めるものとする。

(使用状況の報告)

第8条 知事は、使用事業者に対し、毎年度、6月末日までに、使用中のPCB製品のみが使用される事業所における当該使用中のPCB製品の前年度の使用状況について、様式第3号により、報告するよう求めるものとする。

(譲渡し及び譲受けの届出)

第9条 知事は、使用事業者に対し、当該使用時業者が法令に違反することなく使用中のPCB製品を譲渡し、又は譲り受けた場合は、速やかに様式第4号の1又は様式第4号の2により、その旨を届け出るよう求めるものとする。

第3節 保管事業者の届出等

(PCB廃棄物の保管の届出)

第10条 知事は、新たにPCB廃棄物を保管していることを把握した保管事業者に対し、様式第2号により、当該PCB廃棄物の保管状況を速やかに届け出るよう求めるものとする。

(保管場所変更時の届出)

第11条 知事は、保管事業者に対し、PCB廃棄物の保管場所を変更することを目的に運搬する場合は、あらかじめ運搬計画を様式第5号により、届け出るよう求めるものとする。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更の届出)

第12条 知事は、保管事業者に対し、廃棄物処理法第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者を新たに設置し、又は変更した場合は、速やかに様式第6号により、届け出るよう求めるものとする。

第4節 紛失及び事故

(紛失時の届出)

第13条 知事は、使用事業者及び保管事業者に対し、使用中のPCB製品及び保管中のPCB廃棄物を紛失した場合は、直ちに紛失の状況について調査し、紛失したPCB廃棄物の回収に努め、紛失の再発防止のために対策を講じるとともに、様式第7号により、届け出るよう求めるものとする。

(事故時の届出)

第14条 知事は、使用事業者及び保管事業者に対し、使用中のPCB製品及び保管中のPCB廃棄物の破損、PCBの環境への飛散及び流出等の事故が発生した場合は、直ちに汚染の除去、適正保管その他の応急の措置を講じるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要並びに事故の再発防止のための措置について、様式第8号により、届け出るよう求めるものとする。

第5節 公 表

(使用状況等の公表)

第15条 知事は、第8条の規定による報告書を公衆の縦覧に供することにより、公表するものとする。

第6節 雑 則

(届出書等の提出部数)

第16条 知事は、第8条の規定による報告書について、正本1部及び副本1部を提出させるものとする。

(立入調査)

第17条 知事は、この要綱による行政指導に必要な範囲において、使用中のPCB製品の使用状況の調査のために、その職員に、使用事業者の同意を得て、事務所、事業場その他の場所に立ち入りをさせるものとする。

附則(平成13年4月20日付13環廃産第76号)

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

附則(平成13年6月29日付13環廃産第251号)

この要綱は、平成13年7月15日から施行する。

附則(平成14年6月8日付14環廃産第142号)

この要綱は、平成14年6月8日から施行する。

附則(平成26年5月29日付26環資産第130号)

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

附則(平成27年3月31日付26環資産第936号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成27年11月20日付27環資産第654号)

この要綱は、平成27年11月24日から施行する。

附則(令和3年3月10日付2環資産第814号)

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

別表1 使用中のPCB製品（要綱第2条関係）

使用中のPCB製品の種類		対象製品の用途の例
高圧トランス		ビル、病院、工場、学校等の受変電設備用
高圧コンデンサ		
柱上トランス		電柱上の変圧用
リアクトル		高調波電圧による受変電設備保護用
サージアブソーバ		雷による受変電設備保護用
放電コイル		コンデンサ短時間放電用
照明用 安定器	蛍光灯安定器	ビル、学校、工場等の照明用
	水銀灯安定器	工場等の高天井照明用 道路等の照明用
	低圧ナトリウム安定器	道路等の照明用
低圧コンデンサ		電気機器用コンデンサ
その他コンデンサ		電気機器用小型コンデンサ
その他PCB使用電気機器		上記以外のPCB使用電気機器

別表2 PCB廃棄物（要綱第2条関係）

PCB廃棄物の種類		対象製品等の例
廃PCB等 (廃PCB及びPCBを含む油)		○高圧トランス、高圧コンデンサ、照明用安定器等の絶縁油 ○PCBが混入した油
P C	PCBが塗布され、 又は染み込んだ紙くず	○高圧トランス、高圧コンデンサ、照明用安定器等の紙製部品（絶縁紙） ○廃感圧紙
	PCBが染み込んだ木くず	○高圧トランス、高圧コンデンサ、照明用安定器等の木製部品（スパーサー用） ○PCBが染み込んだ建材
B	PCBが染み込んだ繊維くず	○PCBが染み込んだウエス又は衣類 ○高圧トランス、高圧コンデンサ、照明用安定器等の部品（綿バンド等）
汚 染 物	PCBが付着し、又は封入された 廃プラスチック類、汚泥	○高圧トランス、高圧コンデンサ、照明用安定器等内部品（コンデンサ素子用PPフィルム） ○塗膜くず、汚泥
	PCBが付着し、又は封入された 金属くず等	○高圧トランス、高圧コンデンサ、照明用安定器等の金属製容器及び各種部品類（コンデンサ素子用アルミ、金具類） ○PCBが染み込んだ陶磁器くず又はコンクリート破片その他これに類する不要物
PCB処理物 (廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、環境省令で定める基準に適合しないもの)		○上記の製品等を処分するために処理したもので、環境省令で定める基準に適合しないもの